

地方	皇室ニ對靜謐ヲ害信用ヲ害健康ヲ害風俗ヲ害死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發スル罪		商業及ビ農工ノ業ヲ妨害スル罪		官吏瀆職ノ罪		身體ニ對スル罪		財產ニ對スル罪		軍人ノ犯罪		合計
	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	
樺戶集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
空知集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
釧路集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十二年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治二十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十八年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

本表ハ對審裁判ノ者ノミヲ掲グ○表中軍人ノ犯罪トハ陸海軍軍人ノ違令及暴行又ハ徵兵故ナク徵集ノ期ニ後シ或ハ歸休兵豫備後備ノ軍籍ニ在リ召集ノ期ニ後ル、者等ナリ右ノ外舊法ニ正條アルモ新法ニ正條ナキ被告人明治十八年ニ一人アリ

區別	一 度		二 度		三 度		四 度		五 度		六 度		七 度以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
總計	216	268	386	8	218	2	74	2	117	18	286	278	308	308	
明治二十二年	80	93	117	7	123	6	118	2	151	83	171	155	155	155	
明治二十一年	49	59	73	4	69	2	41	1	51	27	58	52	52	52	
明治二十年	37	44	57	3	44	1	28	1	35	19	40	35	35	35	
明治十九年	58	67	85	5	80	3	50	2	62	34	76	66	66	66	
明治十八年	70	84	106	3	103	1	66	1	89	49	138	123	123	123	

第九五 重輕罪被告人處刑ノ度數

本表ハ對審裁判ノ者ノミニ就キ刑ノ言渡ヲ受タル度數ヲ記ス免訴等ノ人員ハ算入セズ

種別	前年ノ殘	本年合計	合計
同二十年	44,661	5,999	50,255
同十九年	58,529	7,067	65,596
同十八年	70,297	8,246	78,543

第九六 諸規則違反犯被告人件數及人員

種別	前年ノ殘	本年合計	合計
總計	338	2,390	2,728
明治二十二年	338	2,390	2,728
明治二十一年	338	2,390	2,728
明治二十年	338	2,390	2,728
明治十九年	338	2,390	2,728
明治十八年	338	2,390	2,728

第九七 諸規則違反被告人犯狀及言渡區分

犯	重懲役		罰金		拘留		科料		沒收		管轄		無罪		合計	
	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕
酒造稅則例	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地租條例	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
其他	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
總計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

民事及刑事裁判 重輕罪被告人處刑ノ度數 諸規則違反被告人件數及人員 同犯狀及言渡區分